

処分地の整地工事に関する基本方針

1. 経緯

処分地内部の整地に関する検討については、第 14 回フォローアップ委員会(R4. 4.15 開催)において、地下水浄化への影響や豊島住民会議からの雨水の排除方向についての検討要望を踏まえて設計作業を進めることが審議・了承された。

そこで、地下水・雨水対策の観点からの整地工事の基本的な考え方を整理し、第 24 回地下水検討会(R4.6.2Web 開催)において、「地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討(別紙)」を示し、審議・了承いただいた。

ここでは、地下水検討会での検討結果や豊島住民会議からの要望を踏まえて作成した「処分地の整地工事に関する基本方針」を示し、審議いただく。了承いただければ、この基本方針に沿って基本計画書の策定・審議等を撤去検討会で進めていきたい。

2. 処分地の整地工事に関する基本的考え方

(1) 整地にあたっての留意事項

①地下水の環境基準の達成までの処分地内の安全の確保及び地下水浸透の促進

「豊島処分地における地下水浄化対策等に関する基本的事項」(H29.10.9 第 2 回フォローアップ委員会)に基づき、本件処分地における地下水の環境基準の達成が確認された後に、豊島 3 自治会に引き渡される。その間の自然浄化対策では雨水の地下浸透が重要であり、このために処分地は緩やかな傾斜とするとともに適度の雨水滞留機能を持たせる。なお、雨水貯水の深さは安全性に配慮して最大でも 60cm とし、その高さを調節できるように導水管呑口部の高さを調整可能な構造(挿し板付き)とする。呑口高が最低あるいは挿し板を撤去すれば、処分地は冠水しない。引き渡し時には、この挿し板は撤去する。

HS-⑩、⑳、D 西周辺の浸透池については、自然浄化の促進やリバウンド時の揚水の浸透池として活用するため、法面勾配を緩くするなど浸食を抑制と安全性に配慮した形状としたうえで残置する。これら以外の既存の浸透池(②⑨)は整地工事に合わせて埋め戻す。なお残置した浸透池は、土地の引き渡し時に埋戻すこととし、そのための土壌を処分地内に保管する。

②土堰堤の維持・保全

高月京都大学名誉教授・永田早稲田大学名誉教授からの「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」(R04.3.11)を受けた香川県並びに豊島住民会議の協議において、同要請の通り本件処分地の豊島 3 自治会への引き渡し時には土堰堤を残置することが合意された。

地下水の環境基準の達成までの間、海水の侵入を防ぐため土堰堤の維持・保全は重要であり、その基部等が表面雨水流による侵食を受けないように対処する。

また、海水の侵入を抑制しつつ、土堰堤の維持管理を容易にする観点から、土堰堤の高さは現状より 1m ほど低い TP+5.0m とし、また海岸側への傾斜も緩くして安全性に配慮する。

③表面雨水の排出方法

表面雨水の最終的な排出先には、住民会議との協議も踏まえ、沈砂池の排水で使用していた西海岸に埋設の導水管(外径940mm内径800mm、埋設深さ上端TP+1.8m、埋設長20.5mで吐口部の海水逆流防止用のフラップゲートは既設)を活用する。

平成29年9月より沈砂池1を自然流下に変更して以降、処分地は浸水しておらず、導水管は豪雨時等の排水には十分対応できると考える。

④引き渡し時の対応

上述したように、引き渡し時には、浸透池はすべて埋戻し、また導水管の挿し板も撤去し、豪雨時にも処分地が冠水しない状態とする。したがって処分地全体は緩やかな傾斜をもった形状となり、安全性は維持される。

(2) 整地案のイメージ

上記の留意事項を考慮した整地案のイメージを図1から図3に示す。

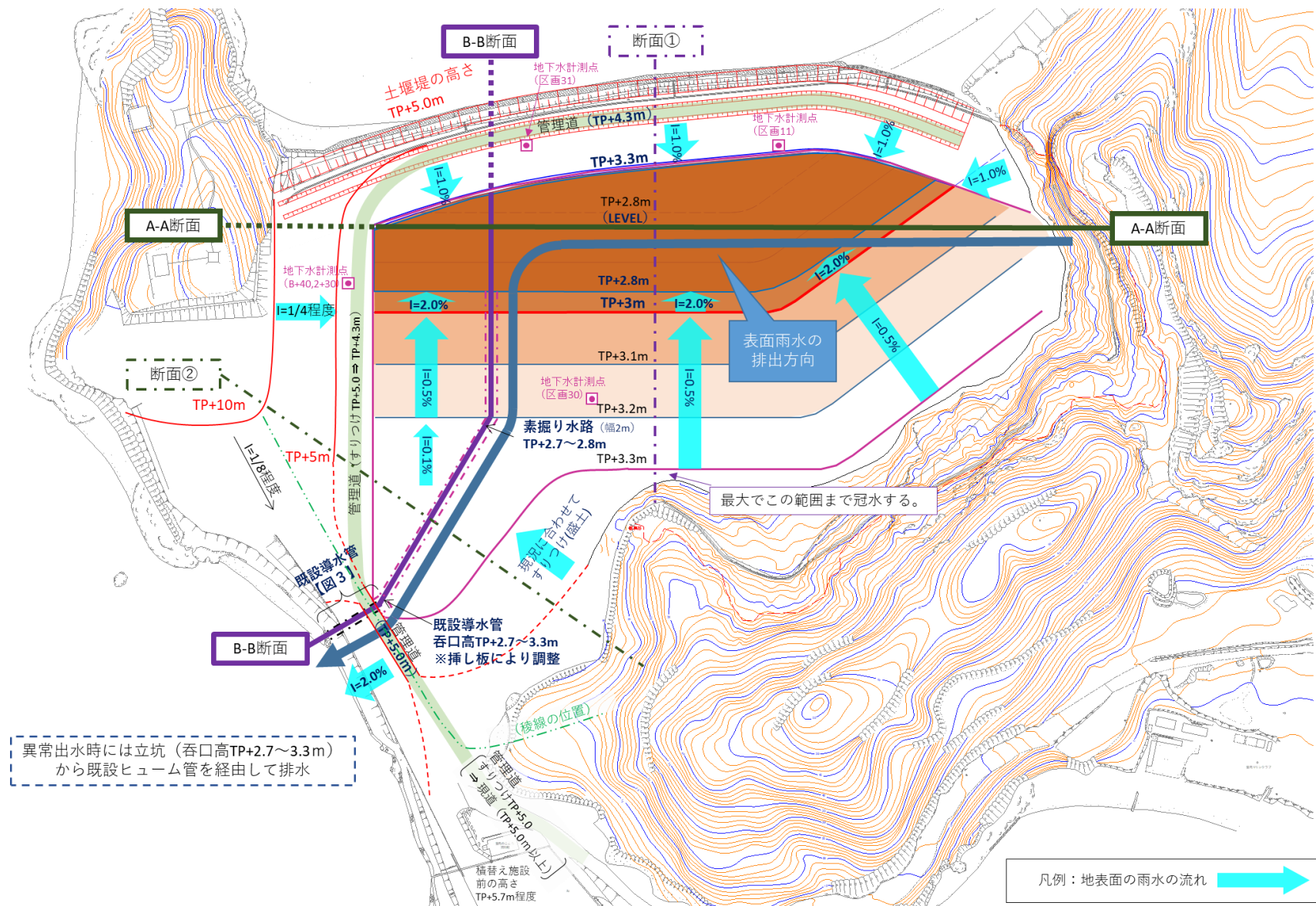
具体的には、

- ・処分地内は第2次豊島廃棄物等処理技術検討委員会です承された「切・盛バランス切盛土工」により、できるだけ緩い傾斜とし、危険のない状態にする。
- ・現状の勾配(i=0.5%程度)を参考に、南側及び東側の山面から全体的に緩やかに勾配をつけ、山側から流入する雨水を含めた処分地内の雨水が処分地内全域から浸透する形状とする。
- ・北海岸土堰堤に影響が生じないように、土堰堤の法すそから地表面の雨水が集まる地点までの距離を確保するとともに、その範囲は南向きの緩やかな勾配を付ける
- ・西海岸付近の処分地内道路の舗装を撤去のうえ、舗装撤去前の高さ及び整地後の北海岸土堰堤の高さと同じTP+5.0mに整地し、道路下に埋設した導水管については、呑口高を調整可能となるようにしたうえで残置する。処分地内で最も標高の低くなる中央西側から西海岸に向けて素掘り水路を設置し、この呑口から導水管に繋げ、排水する。
- ・処分地の水管理にあたっては、地下水計測点ができるだけ水没しないように配慮するとともに、余剰な雨水を西海岸から排水する等の配慮を行うものとする。
- ・具体的には、通常時は導水管の呑口高を高くし処分場内に雨水を滞留させ、地下浸透を図る一方で、異常出水時は導水管の呑口高を低くし、処分地内の雨水を排除して処分地の浸水を抑制する。

3. 今後の予定

「処分地の整地工事に関する基本方針」について本委員会で審議・了承を得られれば、これに基づき詳細設計に入る。詳細設計では県が管理する時点や土地の引き渡し時点等、段階を分けて整地図面を示すとともに、撤去する施設等(新設を含む)を整理、提示する。これらの内容は豊島住民会議と協議・決定し、最終の詳細設計とする。また、この過程では、確率降雨量に基づく冠水状況の推定等を示し、引き渡し時の導水管やその関連設備の撤去・残置の判断の用に供する。

最終の詳細設計の完了後、基本計画書の策定から始まる今後の検討・審議等は撤去検討会で対応願うこととしたい。その状況は適宜、フォローアップ委員会に報告する。



異常出水時には立坑（呑口高TP+2.7~3.3m）から既設ヒューム管を経由して排水

※ 図中の破線（TP+5.0の等高線）は、詳細設計において若干位置が変更となる場合がある。

図1 土地の引き渡し時（平面）【イメージ】

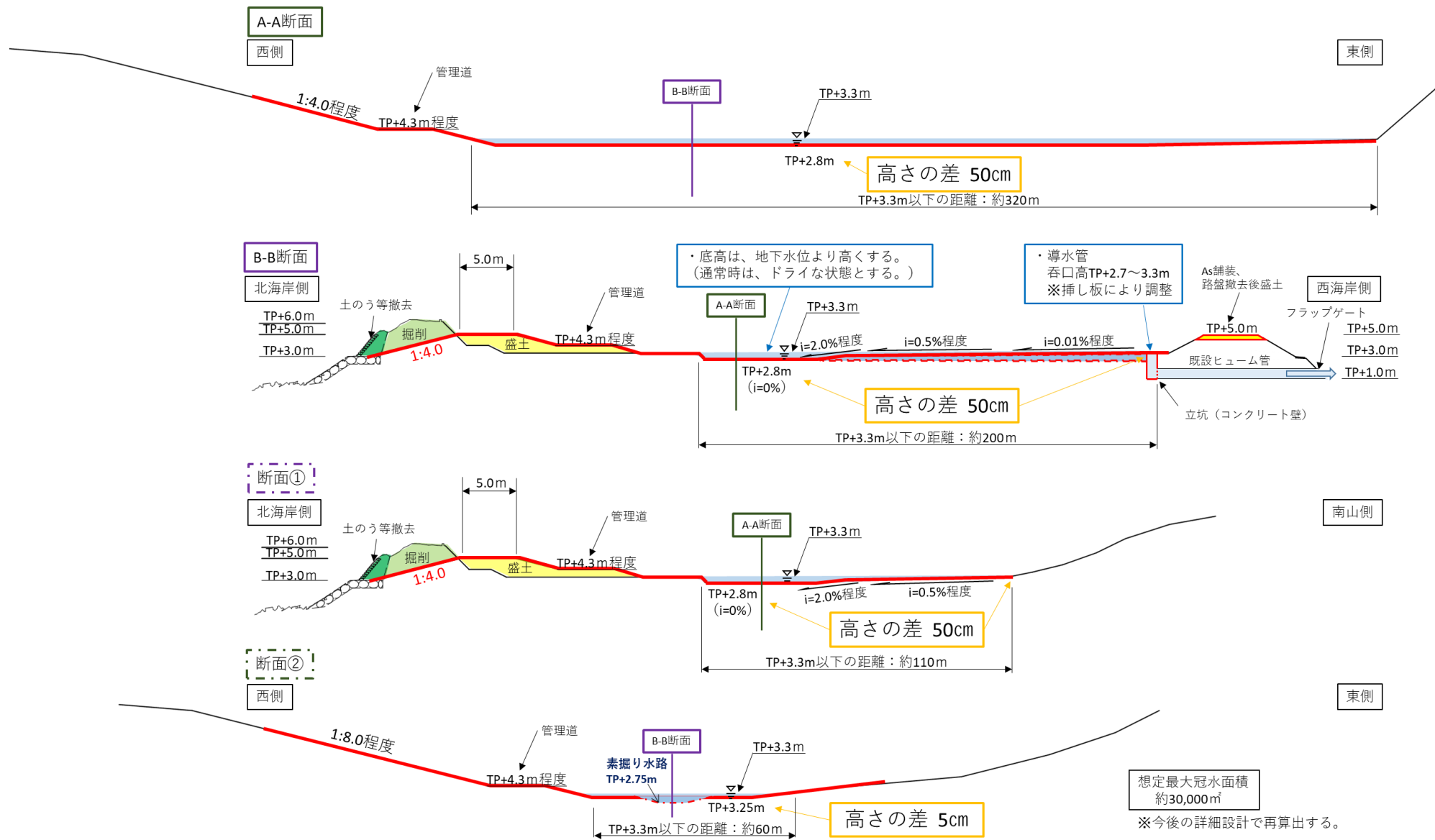


図2 土地の引き渡し時 (縦横断図) 【イメージ】

導水管構造図

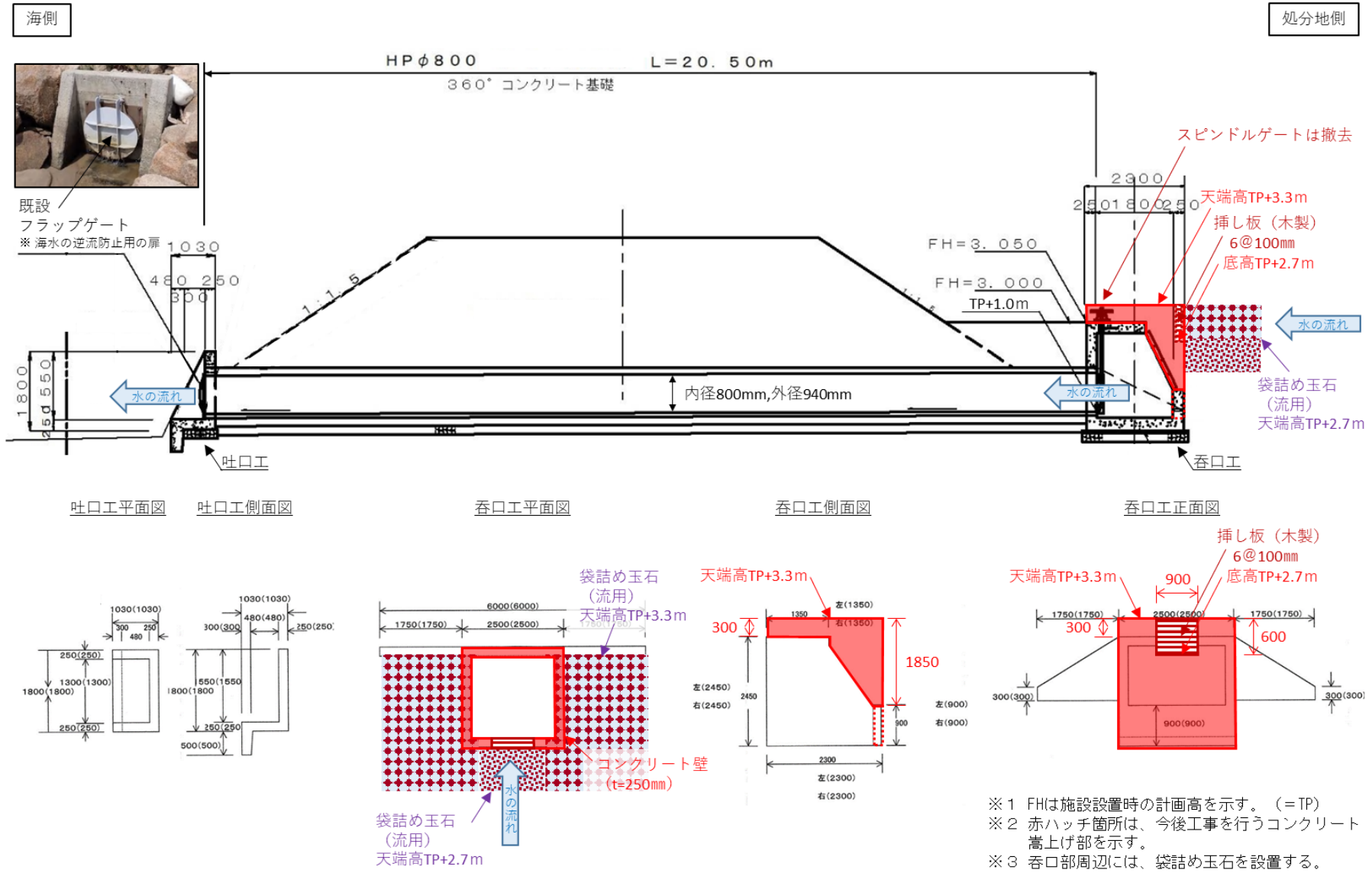


図3 土地の引き渡し時 (導水管) 【イメージ】

地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討

1. 経緯

処分地内部の整地に関する検討は、第 14 回フォローアップ委員会 (R4. 4. 15 開催) において、地下水浄化への影響や豊島住民会議からの雨水の排除方向についての検討要望を踏まえて設計作業を進めることが審議・了承された。

なお、地下水浄化への影響や水の排除方向等については地下水検討会でも審議検討するとされたため、ここでは現時点での検討状況について報告し、審議する。

2. 地下水・雨水対策の観点からの整地工事の基本的な考え方

(1) 整地の基本方針

①安全の確保及び地下水浸透の促進の観点からの留意点

整地案の検討にあたっては、水たまり防止及び危険防止の観点からできるだけ平坦にすることを基本として、処分地管理に支障のない範囲で多くの雨水を地下に浸透させることにより、地下水浄化を促進させるよう検討を進めることとする。

具体的には、

- ・処分地内は第 2 次豊島廃棄物等処理技術検討委員会です了承された「切・盛バランス切盛土工」により、できるだけ平坦にし、危険のない状態にする。
- ・現状の勾配 ($i=0.5\%$ 程度) を参考に、南側及び東側山面から北海岸土堰堤南付近に向けて全体的に緩やかに勾配をつけ、山側から流入する雨水を含めた処分地内の雨水が、処分地内全域から浸透する形状とする。

②処分地管理上の留意点

地下水計測点ができるだけ水没しないように配慮するとともに、常時水たまりができることのないよう地表面を地下水面より高くする、雨水を西海岸から排水する等の配慮を行うものとする。

なお、北向き勾配により浸透の促進を図る際に、北海岸土堰堤に影響が生じないよう、土堰堤の法すそから地表面の雨水が集まる地点までの距離を確保するとともに、その範囲は南向きの緩やかな勾配を付けるものとする。

(2) 既存浸透池の活用(残地)の基本方針

通常時の雨水やリバウンド時の揚水の浸透池として活用するため、HS-⑩、⑳、D 西周辺の浸透池については、法面勾配を緩くするなど法面の浸食を抑える形状としたうえで残置する。その他の既存浸透池 (②⑨) は整地工事に合わせて埋め戻す。

なお、残置した浸透池については土地の引き渡し時に埋戻すこととし、そのための土壌を処分地場内に保管する。

(1) (2) を踏まえた整地案のイメージを別紙に示す。

3. 今後の予定

本委員会で審議・了承を得たうえで、次回フォローアップ委員会において整地工事の基本的な考え方を審議する。また、処分地内の詳細な整地計画を決定する際には、浸透量等（処分地内での浸透量や西向きに排水する場合の形状等）を整理する。



図 整地案のイメージ

「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」への対応

処分地の整地については、令和4年3月11日付け高月紘京都大学名誉教授・永田勝也早稲田大学名誉教授連名の要請文書「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」(別紙1)を受け、香川県と廃棄物対策豊島住民会議で協議を進め、第48回豊島廃棄物処理協議会(R4.3.27)において、議事録(抜粋)(別紙2)のとおり、香川県と豊島住民会議との間で合意に至ったことを報告する。

香川県並びに豊島住民会議に対する要請

高月 紘

永田 勝也

現下の状況に鑑み、香川県並びに廃棄物対策豊島住民会議(以下、豊島住民会議という)に、以下の対応を要請する。

すなわち、

1. 豊島処分地の豊島住民会議への引渡しとその後の自然海岸化を含む豊島処分地の環境整備を2段階で実現するものとする。
2. 引渡し後の豊島処分地の環境整備等に対応するため、豊島住民会議は関係者の支援・協力を得て適切な時期に NPO 法人を組織する。この NPO 法人によって引渡し後の豊島処分地の自然海岸化等を実現させる。
3. 香川県並びに豊島住民会議は以下の内容を盛り込んだ豊島処分地の引渡しに関する事項に合意する。
 - (1) 「調停条項」第9条に従って豊島処分地の引渡しを行う前に、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会は以下を確認する。
 - ① 所定の施設等の撤去の完了
 - ② 豊島処分地全域での地下水の浄化の完了:「地下水における環境基準の到達・達成マニュアル」に基づく環境基準の達成の確認
 - (2) 「調停条項」第9条に基づく豊島処分地の引き渡しの形状・形態としては、土堰堤を残置するものとし、詳細は別途定める図面による。
 - (3) また引渡しにあたっては、豊島住民会議は引渡し時の処分地の形状・形態が上記の図面と合致するものであることを確認する。
 - (4) NPO 法人が実施する豊島処分地の環境整備等の対応に対して、香川県は支援・協力する。
 - (5) 引渡し後に NPO 法人が実施する豊島処分地の土地改変に対して、香川県は支障のない状態で引き渡す。
 - (6) また NPO 法人が行う土地改変において、本来、香川県の豊島廃棄物処理事業等で対応すべき廃棄物や汚染土壌等が見出された場合には、これを香川県が除去し、適切に処理・処分する。また、香川県は関連する調査等を実施して、それらによる影響がないことを示し、豊島住民会議の確認を受ける。さらに、以上の対応・対処をまとめた報告書を提出する。

令和 4 年 3 月 27 日 第 48 回豊島廃棄物処理協議会議事録【抜粋】

「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」について

○議長

- ・ それでは、今日のメインになると思うが、4 番目の議題として、「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」に対しての、それぞれのご意見を賜りたいと思う。
- ・ これについて、若干、私のほうから説明させていただく。
- ・ 昨年 10 月に開催された第 47 回処理協議会において、県側と住民会議側は、その処分地の整地案について、並びにその土堰堤の形状に関し、いろいろな意見があった。その両者間で事務連絡会、さらには拡大事務連絡会も何度か開いていただいたが、なかなか両者の合意ができないでいた。
- ・ この処分地の整地については、この特措法の延長期限である来年度の後半には工事を実施しなければならないというタイムリミットがあり、来年度の前半にはこの方針を決めないといけないということで、フォローアップ委員会の検討を経て、その結果が検討されなければならないスケジュールになっている。
- ・ このような状況から、フォローアップ委員会の永田委員長のご提案により、最終的な豊島問題の解決の道筋として、私と永田委員長との連名によって、この「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」という要請文をつくらせていただいて、3 月 11 日に発出させていただいた。これに関しては、今日の資料の 3-1 の 5 ページをご覧くださいと思う。逐一は説明しないが、皆さんもすでにこの要請文については見ていただいていると思う。
- ・ まず、この要請の内容については、1 番については、豊島処分地の住民会議への引渡しと、その後の自然海岸化を含む豊島処分地の環境整備というものを 2 段階で行うことが 1 つのメインになっている。2 番目に、引渡し後の処分地の環境整備については、住民会議は関係者の支援と協力を得て、適切な時期に NPO 法人を組織して、この NPO 法人によって引渡し後の豊島処分地の自然海岸化を目指すということで、2 段階でやったらどうかという案になっている。
- ・ 次に、この要請文の中の 3 番目については、県並びに住民会議が (1) から (6) の内容に盛り込んだ処分地の引渡しに関する事項に合意することを、ぜひお願いしたいという要請文になっている。
- ・ この内容については記載のとおりだが、この要請文について、住民会議側と県側でおのおの協議がなされたと聞いている。これについて、まず、住民会議のほうから、この要請文に対してのご発言をお願いしたいと思う。

○住民側

- ・3月11日に正式な形でこの要請書をいただいた。事前に永田先生のほうから打診があって、基本的には、豊島住民としては2段階ではなくて1段階でお願いしたいとずっと言ってきたのだが、ただ、いろいろな状況の中で少し難しい中で、今回、こういう形で先生方から提案されたことを非常に重く受け止め、豊島内で全体役員会を開き、基本的にこの先生方の提案に沿ってやっという形で島の中で決議をした。
- ・だから、基本的にはこの内容で、我々も今後、最終的な自然海岸化を目指して頑張っていきたいというふうには思っている。
- ・ただ、3番の具体的な、こういう形で合意するということがあるのだが、その中で具体的にどういう、土堰堤は残すにしても、ほかの場所の形状をどうするかというところでは、少し我々のほうも意見があって、これは後でまた述べるようになると思うが、その部分を要請書の中に、具体的に出ていないものだから、そこはもう少し詰めるところかなというふうに思っているので、そういう形でこの提案については、先生方に感謝しながら合意したいというふうに思っている。

○議長

- ・後ほどまた少し修正のご意見なんかはあるかと思うが、相対的には合意のご発言をいただいた。県側はいかがか。

○県側

- ・それでは、今、高月会長から説明があったとおり、3月11日に、永田委員長、高月会長から正式に要請文をいただいたので、県としての意見を述べさせていただきます。
- ・要請文のうち、1と2の「2段階で整地を行うこと」については、県としては、その第1段階の整地について、県案で実施したいと考えている。
- ・要請文3の(1)～(3)まで、読み上げをさせていただきたいと思う。

- ・香川県並びに豊島住民会議は、以下の内容を盛り込んだ豊島処分地の引渡しに関する事項に合意する。
 - (1)「調停条項」第9条に従って、豊島処分地の引渡しを行う前に、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会は、以下を確認する。
 - ①所定の施設等の撤去の完了
 - ②豊島処分地全域での地下水の浄化の完了。「地下水における環境基準の到達・達成マニュアル」に基づく環境基準の達成の確認
 - (2)「調停条項」第9条に基づく豊島処分地の引渡しの形状・形態としては、土堰堤を残置するものとし、詳細は別途定める図面による。
 - (3)また、引渡しにあたっては、豊島住民会議は引渡し時の処分地の形状・形態が上記の図面と合致するものであると確認する。

- ・今、申し上げた(1) から (3) については、調停条項のとおりであり、こちらも異論はなく、県は、専門家に、豊島処分地全域での地下水の浄化の完了等を確認いただき、豊島3自治会に処分地をお返しし、引渡しの形状・形態については、県案のとおり、土堰堤を残置するものとして、詳細については、別途、図面で定めたいと考えている。
- ・図面については、詳細設計を行った後、正確な図面で定めたいと考えているが、イメージとしては、資料の一番最後のページに、右肩に資料3-2と記載している。こちらの県案のとおりである。
- ・一方で、要請文3の(4)～(6)について、まず(4)を読み上げる。

(4) NPO法人が実施する豊島処分地の環境整備等の対応に対して、香川県は支援・協力する。

- ・これについては、県としては、NPO法人に対して特別な支援、協力はできない。また、時期や内容が確定していない将来のNPO法人の活動に対して、現時点で、支援・協力を約束することはできない。NPO法人の活動が具体的にになった時点で、相談をもらえれば、県の施策や制度の範囲内で可能な支援、協力を行いたいと考えている。

(5) 引渡し後にNPO法人が実施する豊島処分地の土地改変に対して、香川県は支障のない状態で引き渡す。

- ・これについては、県としては、「引渡し後の土地の改変に支障がない状態」とは、「土壌汚染対策法に基づく土壌の調査命令を受けない状態」を意味していると理解しており、豊島処分地においては、専門家が、地下水が環境基準を達成したことを確認したことをもって、県は、「土壌汚染のおそれがない」と見なすことで、「引渡し後の改変に支障がない状態」で豊島3自治会に引渡すことができるものと考えている。

(6) また、NPO法人が行う土地改変において、本来、香川県の豊島廃棄物処理事業等で対応すべき廃棄物や汚染土壌が見いだされた場合には、これを香川県が除去し、適切に処理・処分する。また、香川県は、関連する調査等を実施して、それらによる影響がないことを示し、豊島住民会議の確認を受ける。さらに、以上の対応・対処をまとめた報告書を提出する。

- ・これについては、引渡し前に、専門家により廃棄物等の撤去が完了したことの確認を受けており、県としては、廃棄物等はないものと考えていることから、約束することはできない。
- ・万一、NPO法人の土地の改変において、廃棄物等が現れた場合には、県としては、NPO法人や土地所有者と誠実に協議し、その結果、それが調停条項で定める本件廃棄物等であると確認された場合は、県が適切に処理したいと考えている。
- ・いずれにしても、県としては、特措法の期限である来年度末までに、調停条項で豊

島住民の方々と約束した整地工事を完了するため、ぜひとも県案での実施について同意をいただきたいと考えている。

○議長

- ・口頭ではあるが、今、県側のこの要請文に対する説明をいただいた。この件に関して、ご発言、ご意見あれば、よろしくお願ひしたいと思う。

○住民側

- ・引渡し時の本件処分地の形状・形態に対する豊島住民の考え方について、申し上げる。
- ・提出資料3-2、引渡し時の本件処分地の形状・形態の下側、処分地全体の形状・形態について、豊島住民会議の考え方は、本年2月1日から3月1日までに北海道土堰堤に打ち込まれていた1,087枚の鋼矢板はすべて抜き取られ、遮水機能は完全に解除された。水ヶ浦は瀬戸内海と再びつながった。水ヶ浦の陸水は、表層水、地下水ともに北海道に流すべきである。それが本来の陸水の流れであり、周辺海域の豊かな生態系を守る基盤になっていた。無理に西海岸に導水すべきではない。
- ・南側の山から北側の海に向かって緩やかに勾配をつけ、遮水機能の解除された北海道に流し、陸水と海水の作用により処分地の地下水浄化がより進み、周辺海域も豊かさを取り戻していくと考える。
- ・この県案の西側に導水するのではなく、北側に本来の形に戻すというのが、我々の考え方である。

○議長

- ・ただいま住民会議側から、西側へ雨水を排出するのではなくて、北側へ導くべきだというご意見があった。
- ・この件に関して、県の現在の処分地の整地のやり方と少しここが異なるということになるので、県側のこれに対するご意見を賜りたいと思うが、いかがか。

○県側

- ・雨水排水の流れる方向については、県で検討したうえ、引き続き、豊島住民会議と話し合いをしていきたいと考えている。

(中略)

○議長

- ・了解した。県側は、そういう住民側からの要請があったということをお記憶にとどめて検討していただきたいと思う。
- ・では、県のほう、時間的に少し厳しいスケジュールになるかと思うが、検討のほう、よろしくお願ひしたいと思う。
- ・ほか、何かこの際、検討しておかないといけない議題はあるか。

○住民側

- ・少し確認も含めて申し上げたいと思う。
- ・石田協議会員の話と少し重複して恐縮だが、今年の1月14日に、県と住民会議との拡大事務連絡会が合意に達しない状態で終わった。県のほうも頭を抱えておられたと思うが、住民側もどうしたものかと思った。
- ・昨年3月のフォローアップ委員会で、私の記憶では永田委員長が、この整地の処分地のありようの問題についてはフォローアップ委員会で検討することを話されて、県のほうが同意するという記憶があったものだから、これはフォローアップ委員会に検討をお願いするしかないかなど。こういう検討をお願いすれば、調停条項の解釈なんかをフォローアップ委員会にお願いすることに、筋違いなお願いをすることになってしまって、これは申し訳ないことになるのだが、技術的な整地のありようについての検討はお願いしてもいいのではないかと。こう考え、2月1日付でフォローアップ委員会に要請文を出した。
- ・それに対する答えというのが2月16日にあり、永田委員長から高月先生と永田先生連名の要請案を初めて示され、住民側はこれをのむのか、のまないのか、検討してもらいたい。しかもその結論を2月末日までに出してもらいたいというご要望だった。
- ・これを見ると、住民側が求めてきた自然海岸の採用はならない、土堰堤は残すということになって、基本的なところは県の要望を入れたものだから、これは少しのみにくいなと思ったのだが、NPO法人のご提案もあり、高月先生、永田先生もできるだけ協力したいというお話もあり、何よりやっぱり20年以上関わってくださったお二人の要請というのは非常に住民側にとっても重いものがあり、受け入れる方向で、2月27日に住民の全体会を開いた。そこで、これを全部のむとすることの同意を取りつけ、末日に高月先生と永田先生にご連絡をし、一応、私たちのほうはそれで仕事は終わったと思っていた。
- ・県のほうも、これは、基本的なところは県の案をのむわけだから、当然応じてくれるだろうと思っていたところ、県と協議をしてもらいたいという話があった。こちらとしては、のむか、のまないかの返事をしたので、一応は終わっている話で、あとは県がのむか、のまないかだと思っていたのだが、協議と言われても少し困るなと思ったのだが、そんなことを言わないで、できるだけ協議に入らせてもらおうと。協議に入る以上は、お二人の要請が、中身が後退するということは、これは覚悟しないといけないと思っていた。しかし、それもやむを得ないであろうと。県の立場もあるだろうから、できるだけのめる話をしないといけないと思い、県との協議を重ねた結果、先ほど発言されたようなまとめに至ったわけである。
- ・だから、そのとおり、住民側も同意したということになる。
- ・もう1つ、県側が強く要請されたのは、合意の形はとらないで、この処理協議会で

発言をして住民が了承するという、そういう議事録で代えたいという強いご要望もあったので、これも受け入れた。

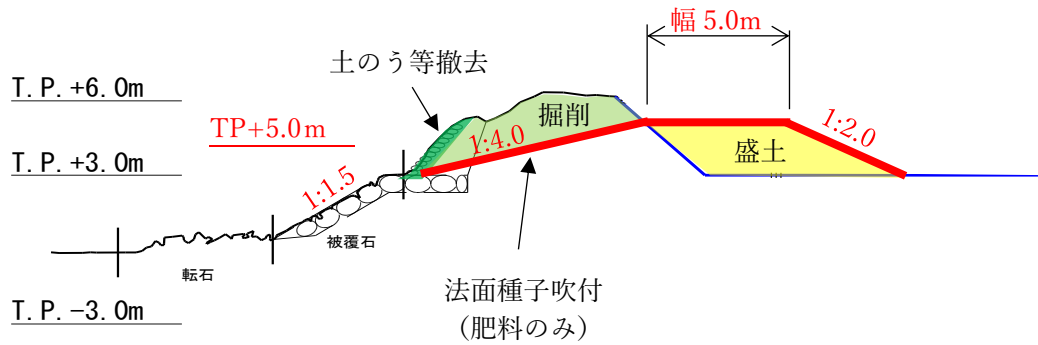
- ・1つだけ住民側がお願いをしたのは、処分地の整地の形状である。北側に流す方向で、もう一度ご検討願えないだろうかということのを要望し、これは県が受け入れるという形になったので、お二人の先生方のおかげで、初めて県と直接話をして合意ができたという形ができたのではないかと。これも共創思想の表れであり、前に向かって大きな前進をしたことになるのではないかと考えている。
- ・もし、事実経過等で違った発言をしていたら、訂正をお願いしたいと思う。

○議長

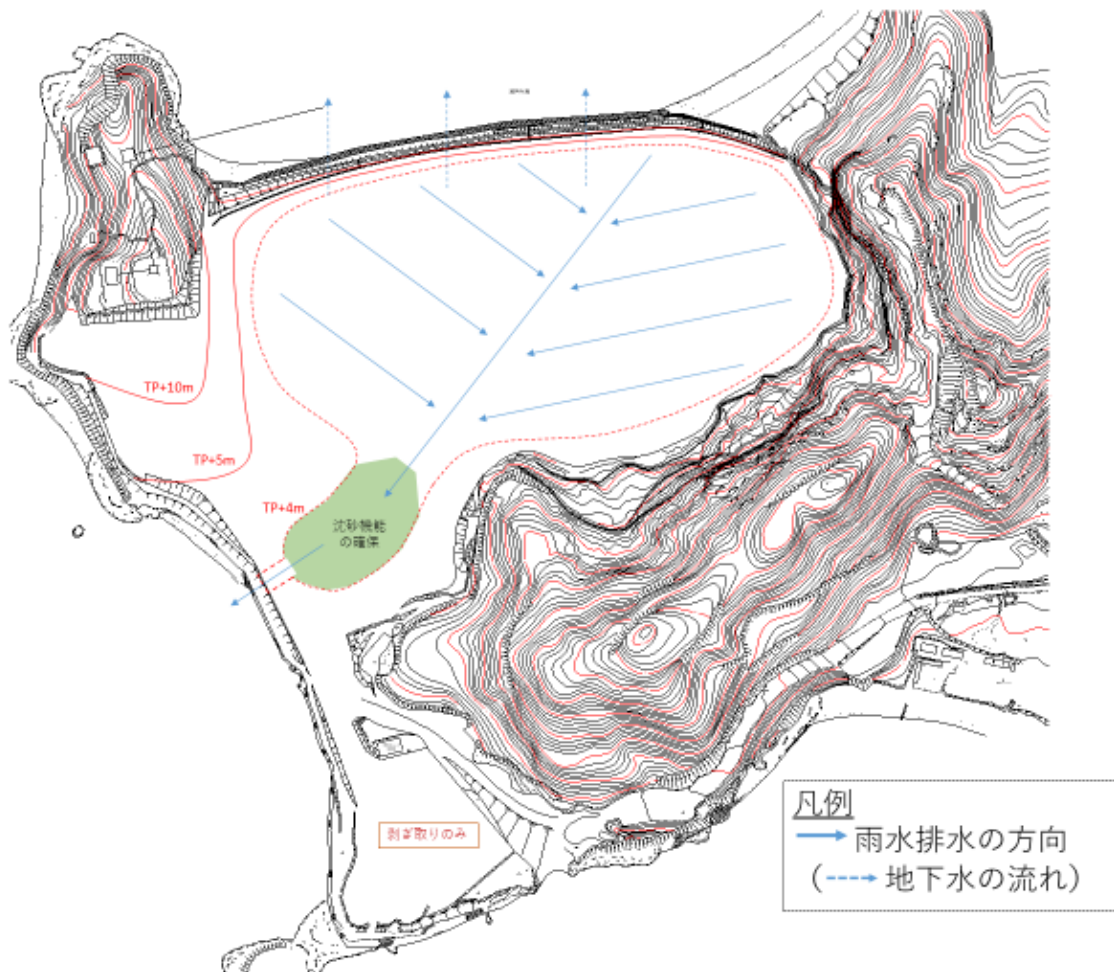
- ・いろいろ県側も、もちろん住民会議も、内部でいろいろご議論があったかと思うが、せつかくここまで共創の精神できたこの豊島の処分地の問題を、何とか平和裏に終わるような形にしたいと、私、議長のほうからも要望していたので、幸いこういう形で少し前進したかと思っている。
- ・最後に要請になるが、一応、今日の話し合いで、県のほうも整地の修正なんかについても、協議をしたいというご発言があったので、ぜひ真摯にご検討いただきたいと思う。
- ・豊島住民会議と県との話し合いで合意が、先ほど大川協議会員からもあったように、できつつあるが、その第1段階の整地として、土堰堤は残置、残して処分地を引渡すものとして、詳細については、別途図面に定めるという形になった。ここの図面については、もう少し修正が必要になる状況になるかもしれないが、そのあたりは、今後の協議に委ねたいと思っている。
- ・それから、土堰堤については、県の示している案のとおり施工する整地工事を令和4年度に行うということで、確認をさせていただいた。
- ・また、雨水の排水の流れの方向については、双方で早急に協議をして進めていただきたいと思うので、我々もそれをお願いしたい。
- ・また、第2段階での整地については、豊島住民会議は要請を受け入れていただいているが、NPO法人の設立、それから、自然海岸化を含んでいる環境整備の事業を行うということ、また、県は要請の一部を賛同しかねる箇所もあるが、そこは先ほどの説明のとおりに行うということで、住民会議が了解したことを確認している。
- ・今日の話し合いの結果については、本協議会の議事録に残ることになるので、双方ともこれはぜひよろしくをお願いしたいと思う。この議事録というのは非常に重要な位置になるので、今日の協議会の議事録を重視したいと思う。
- ・少しまとめに近いようなことを発言させていただいたが、ぜひ、この協議会の今日の結果について、県も、それから住民会議も真摯に受け止めていただいて、検討をお願いしたいと思う。

引渡し時の本件処分地の形状・形態

■北海岸土堰堤の形状・形態



■処分地全体の形状・形態



※ 図面は上記を基本として、詳細設計後に協議の上定めるものとする。

令和4年3月11日発出の要請に対する
香川県並びに豊島住民会議の合意に関する付帯意見

永田 勝也

令和4年3月11日発出の「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」(以下、「高月・永田の要請」という)に対して、両者が共創の理念に沿った真摯な協議を行い、一定の合意に至ったことに満足している。

しかしながら、今後の対応において懸念される事項もあるため、以下に付帯意見を記し、残しておく。

記

1. 高月・永田の要請 3の(4)『NPO 法人が実施する豊島処分地の環境整備等の対応に対して、香川県は支援・協力する。』について
 - ① 我々が豊島問題から学んだこと、得た大きな教訓は、「将来世代へつけ回しをしない、将来に禍根を残さぬよう、今やるべきことは我々が確実に対応すること」である。
 - ② ここでいう「豊島処分地の環境整備等」の主要な内容は、要請の文1及び2で明示したように北海岸の自然海岸化である。
 - ③ 確かに、この自然海岸化の構想は、22年前に締結された最終合意では目標とされておらず、豊島の現状並びに将来の情勢を熟慮した上で、平成29年7月に初めて豊島住民会議よりフォローアップ委員会に提示されたものである。
 - ④ 令和4年3月14日付でフォローアップ委員会委員等の関係者に対して永田が示した「高月・永田による『香川県並びに豊島住民会議に対する要請』の発出とその理由」で述べたように、北海岸の自然海岸化は、豊島の状況から将来世代への負担軽減と海洋汚染の回避への対処として重要な方策であると判断される。
 - ⑤ まさに、上記①で示した豊島問題から学んだ教訓を活かし、我々の世代で対応しなければならぬのが、北海岸の自然海岸化であると考えらる。
 - ⑥ 香川県(以下、「県」という)は、上述した内容を考慮し、今後組織されるであろう NPO 法人が行う豊島処分地の環境整備等に対して可能な範囲で支援・協力されることを、切に希望する。
2. 高月・永田の要請 3の(5)『引渡し後にNPO法人が実施する豊島処分地の土地改変に対して、香川県は支障のない状態で引き渡す。』について
 - ① 県は、「引渡し後の土地の改変に支障がない状態」を「土壌汚染対策法に基づく土壌の調査命令を受けない状態」のみと解している。
 - ② この条文には上記の意味も当然、含まれるが、加えて高月・永田の要請 3の(6)に記

載のように、引き渡し後の「NPO 法人が行う土地改変において、本来、香川県の豊島廃棄物処理事業等に対応すべき廃棄物や汚染土壌等が見出された場合」も「引渡し後の土地の改変に支障がない状態」に該当することになる。

- ③ また、「引渡し後の土地の改変に支障がない状態」には、豊島処分地が冠水しない状態で引き渡すこと等が含まれる。
- ④ 以上のように、この条文は今後の引き渡し前の整地工事や引き渡し後に生じる可能性のある事象を含めて広範な事項が対象となるものであり、県はこのことを認識して事業を進めるとともに、真摯にかつ誠実に対応しなければならない。

3. 高月・永田の要請 3の(6)『また NPO 法人が行う土地改変において、本来、香川県の豊島廃棄物処理事業等に対応すべき廃棄物や汚染土壌等が見出された場合には、これを香川県が除去し、適切に処理・処分する。また、香川県は関連する調査等を実施して、それらによる影響がないことを示し、豊島住民会議の確認を受ける。さらに、以上の対応・対処をまとめた報告書を提出する。』について

- ① 県は、上記の条文に対して「廃棄物等はないものと考えていることから、約束することはできない。」としており、一方で「万一、NPO法人の土地の改変において、廃棄物等が現れた場合には、県としては、NPO法人や土地所有者と誠実に協議し、その結果、それが調停条項で定める本件廃棄物等であると確認された場合は、県が適切に処理したいと考えている。」と、処理を約束している。こうした、曖昧かつ不誠実な県の回答は許されない。
- ② 上記の条文に記載した事態は万が一のことであるが、一方で廃棄物等の処理完了後にも遺憾ながら豊島処分地では、再三にわたり新規の廃棄物等が発見されている。したがって条文記載の事態は想定しておくべきものであり、また、その対処の方法を予め定めておくことも重要であって、それにより係争・紛争が回避できるものとする。
- ③ 以上の述べたように、県はこの条文に記載のように対処すべきであることを付記する。

遮水機能の解除後における北海岸前の海域でのアマモ場調査の実施速報

1. 概要

遮水機能の解除に伴う生態系への影響を把握するため、遮水機能の解除前後の生態系の状況を調査する。

遮水機能の解除前の調査は、アマモ場について令和 3 年 6 月 28 日～30 日、ガラモ場について令和 4 年 1 月 26 日に実施している。

遮水機能の解除後の調査については、「遮水機能の解除後における北海岸前の海域での生態系（アマモ場及びガラモ場）調査の実施計画」（R4. 4. 15 第 14 回フォローアップ委員会）に基づき、令和 4 年度に実施することとしており、令和 4 年 6 月にアマモ調査を実施したので、その状況について報告する。

2. アマモ場調査の実施状況

遮水機能の解除後のアマモ場調査を以下のとおり実施しており、サンプリングした個体の調査等を実施している。

(1) 調査日

令和 4 年 6 月 21 日～23 日

(2) 調査地点

図 1 から図 2 に示す北海岸 DE 測線沖、FG 測線沖、I 測線沖、旧豊島中学校地先（対照地点）、神子ヶ浜地先（対照地点）の計 5 地点

(3) 調査項目

①藻類の繁茂状況調査

- a) 生育密度（1 m²当たりの株数）
- b) 藻体の大きさ（草丈組成）

②水質調査（海水）

- a) 水質環境項目（表層水温、表層塩分、水深、透明度）
- b) 栄養塩調査（T-N、T-P、NH₄-N、NO₂-N、NO₃-N、PO₄-P）

③底質調査

- a) 間隙水中の栄養塩調査（T-N、T-P、NH₄-N、NO₂-N、NO₃-N、PO₄-P）
- b) 底質及びアマモ藻体の T-N、T-P）

④葉上付着生物調査

- a) 葉上付着動物（種類及び個体数）
- b) 葉上付着珪藻類（種類及び個体数）

⑤アマモ場現存量調査

- a) アマモの生育範囲（GPS 測定）
- b) アマモ現存量（生育範囲）の算出

⑥出現魚類調査

北海岸のアマモ場における出現魚類の調査（魚類採取、選別、定量及び同定）

(4) 実施時の写真

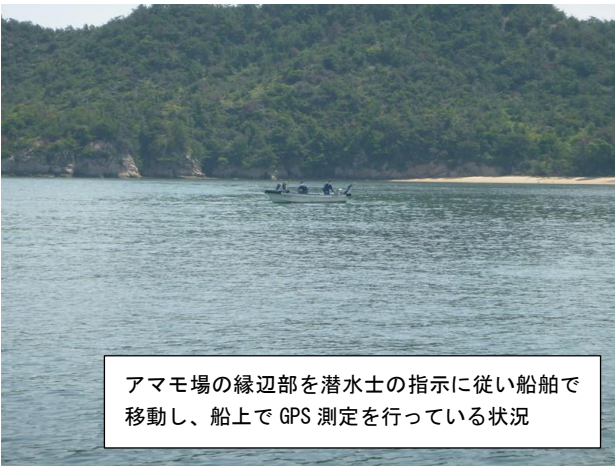
実施時の状況を写真1から写真6に示す。



※アマモが密生状況、クラゲの浮遊を確認
写真1 (船上からの目視状況)



写真2 (船上にてアマモの前処理)



アマモ場の縁辺部を潜水士の指示に従い船舶で移動し、船上でGPS測定を行っている状況

写真3 (GPS測定による現存量調査状況)



※アナゴ、ハリイカ

写真4 (カゴ網による採捕状況)



※ハマ、ヒラメ、マコガレイ、アカエイ、クロダイ、アイゴ、スズキ、イシガニ
写真5 (建網による採捕結果 その1)



※モンゴウイカ
写真6 (建網による採捕結果 その2)

3. 今後の予定

調査結果を取りまとめ、次々回のフォローアップ委員会にて報告する。遮水機能の解除後のガラモ場調査は令和5年1月に実施する予定である。

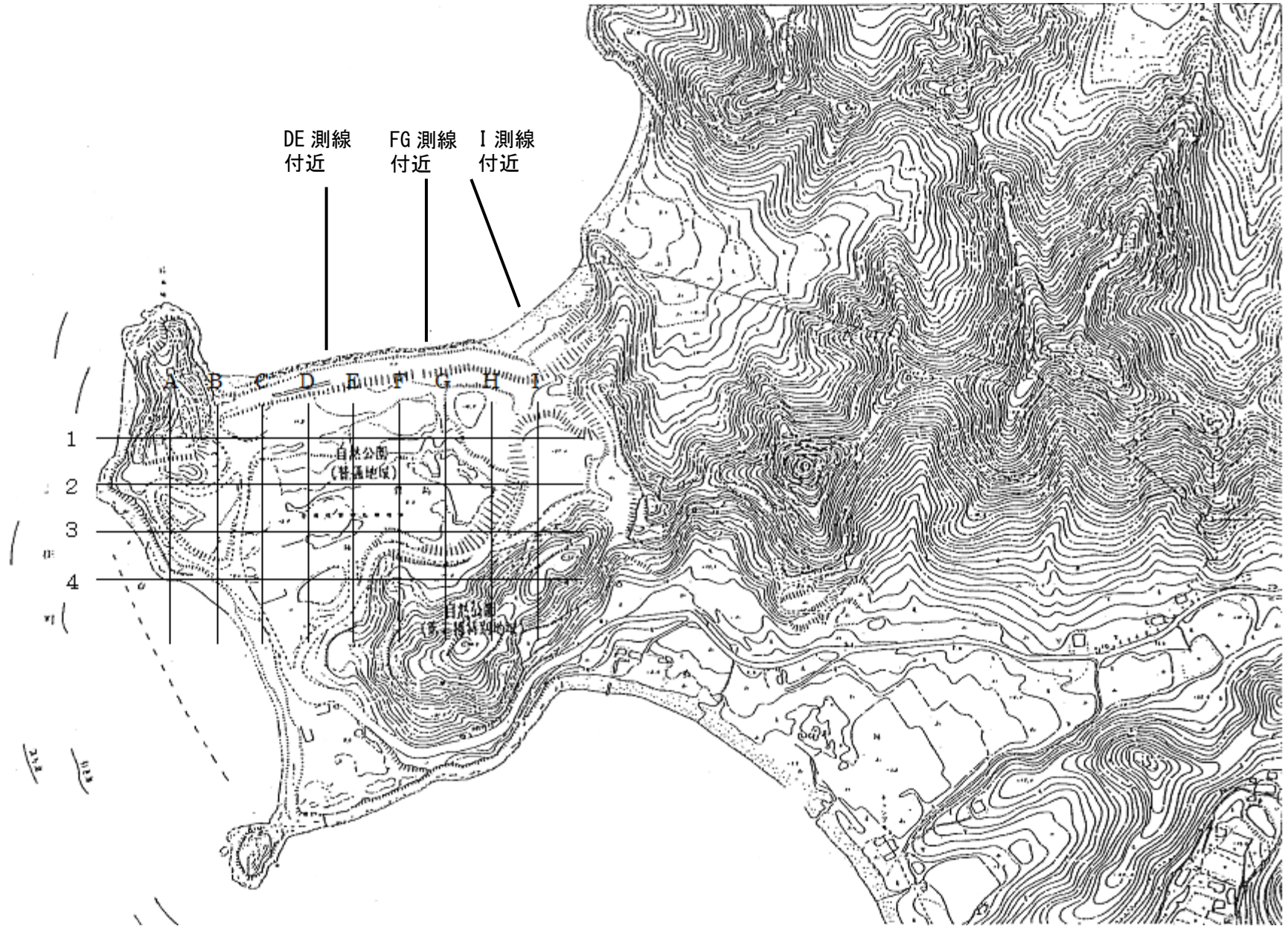


图 1 調査地点位置図 (処分地周辺)

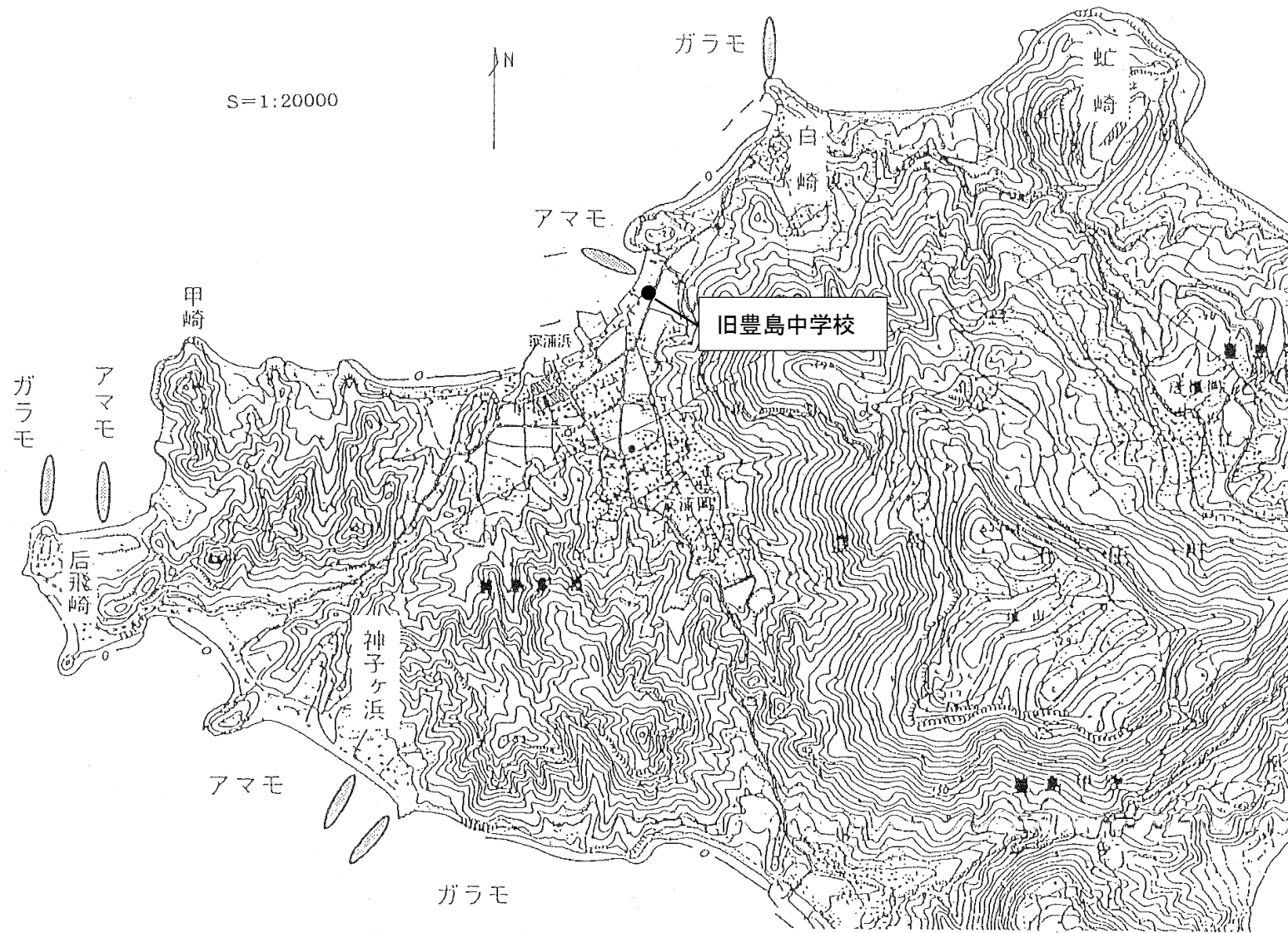


図2 調査地点位置図 (対照地点)